

平成23年第8回南三陸町議会臨時会会議録第1号

---

平成23年8月12日（金曜日）

---

応招議員（15名）

1番	千葉伸孝君	2番	高橋兼次君
3番	佐藤宣明君	4番	阿部建君
5番	山内昇一君	6番	山内孝樹君
7番	星喜美男君	8番	菅原辰雄君
9番	小山幸七君	10番	大瀧りう子君
11番	及川均君	12番	鈴木春光君
14番	三浦清人君	15番	西條栄福君
16番	後藤清喜君		

---

出席議員（15名）

1番	千葉伸孝君	2番	高橋兼次君
3番	佐藤宣明君	4番	阿部建君
5番	山内昇一君	6番	山内孝樹君
7番	星喜美男君	8番	菅原辰雄君
9番	小山幸七君	10番	大瀧りう子君
11番	及川均君	12番	鈴木春光君
14番	三浦清人君	15番	西條栄福君
16番	後藤清喜君		

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町	長	遠藤健治君

総務課長	佐藤 徳憲 君
震災復興推進課長	及川 明 君
町民税務課長	阿部 俊光 君
保健福祉課長	最知 明広 君
環境対策課長	千葉 晴敏 君
産業振興課長	佐藤 通 君
建設課長	西城 彰 君
危機管理課長	三浦 清隆 君
上下水道事業所長	千葉 雅久 君
総合支所長兼 地域生活課長	阿部 敏克 君
公立志津川病院事務長 兼総務課長	横山 孝明 君
総務課課長補佐兼 総務法令係長	男澤 知樹 君
総務課主幹兼 財政係長	佐藤 宏明 君

教育委員会部局

教育総務課長	芳賀 俊幸 君
--------	---------

事務局職員出席者

事務局長	佐藤 広志
上席主幹兼 総務係長兼 議事調査係長	佐藤 孝志
主 事	加藤 優美子

議事日程 第1号

平成23年8月12日（金曜日）

午前10時00分 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告

- 第 5 議会運営委員の辞任
  - 第 6 選任 第 1 号 議会運営委員の選任
  - 第 7 議案第 7 5 号 南三陸町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について
  - 第 8 議案第 7 6 号 南三陸町と宮城県との間における災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に係る事務の委託に関する協議について
  - 第 9 議案第 7 7 号 工事請負契約の締結について
  - 第 1 0 議案第 7 8 号 財産の取得について
  - 第 1 1 議案第 7 9 号 財産の取得について
  - 追加日程第 1 議案第 7 9 号 財産の取得についての撤回
  - 第 1 2 議案第 8 0 号 平成 2 3 年度南三陸町一般会計補正予算
- 

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 1 2 まで及び追加日程第 1

午前10時00分 開会

○議長（後藤清喜君） おはようございます。

第8回南三陸町臨時会でございます。毎日暑い日が続きますので、議員の皆さん、執行部の皆さん、体調には十分お気をつけいただきまして復旧・復興に向けて頑張ってくださいと思います。

ただいまの出席議員は15人であります。定足数に達しておりますので、これより平成23年第8回南三陸町議会臨時会を開会いたします。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（後藤清喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において14番三浦清人君、15番西條栄福君を指名いたします。よろしく願いいたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（後藤清喜君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員会での協議もあり、本日1日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） 異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。

---

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（後藤清喜君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会閉会中の動向、町長送付議案及び説明のための出席要求につきましては、お手元に配付したとおりであります。

なお、小山幸七産業建設常任委員長が辞任し、8月4日に開催された常任委員会で三浦清人君が新委員長に選任されましたので、報告いたします。

これで諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4 行政報告

○議長（後藤清喜君） 日程第4、行政報告を行います。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

本日、平成23年第8回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはご多忙の中、ご出席を賜り感謝を申し上げます。

第7回臨時会以降の行政活動の主なものについてご報告を申し上げます。

初めに、先月25日から31日までの7日間、町内・町外の23の会場において開催いたしました地域懇談会の概要についてご報告をさせていただきます。

今回の懇談会には、延べ484名の方々のご参加をいただき、南三陸町震災復興基本方針の素案や新しいまちづくりについて多くの貴重なご意見やご提言が出されました。特に、住まいを高台に移転するという町がお示しをした新しいまちづくりの考え方につきましては、7月に実施した意向調査の結果も含め、今回の地域懇談会における町民の皆様のご意見等をお聞きした結果として、おおむねのご理解をいただいたものと認識をいたしましたところでございます。

次に、南三陸町震災復興町民会議の概要についてご報告をさせていただきます。

この町民会議につきましては、これまで3回の会議を開催いたしております。一昨日開催いたしました会議においては、地域懇談会においてちょうだいしたご意見等を参考に、復興の象徴となるシンボルプロジェクトについての検討が行われておりまして、9月上旬には新しいまちづくりに向けた提言としてご提出をいただく予定となっております。

次に、今月7日に開催いたしました第3回南三陸町震災復興計画策定会議の概要についてご報告をさせていただきます。

今回の会議におきましては、住民意向調査の結果及び地域懇談会の状況について報告を申し上げるとともに、「土地利用計画（案）」、「自然と共生するまちづくり」及び「災害遺構の考え方」について、委員の皆様から貴重なご意見をいただいたところであります。今後においては、これまでに実施いたしました意向調査の結果や地域懇談会、町民会議において出されたご意見等を参考としながら、鋭意計画素案の策定を進めてまいりたいと考えております。

次に、がれきの処理についてご報告をさせていただきます。

町内のがれきの処理につきましては、宮城県に委託しこれを進めることといたしております

が、がれきの2次仮置き場の候補地である気仙沼市小泉地区の調整が整うまで、今しばらく時間がかかることが予想されております。そうしたことから、これまで町としてできることがないのかどうかの検討を重ねてまいりました。その一つとして、今回、かねてから本町が一般廃棄物の焼却灰の処理をお願いいたしておりました青森県三戸町の最終処分場を運営している民間の事業者に対し、がれきの処理を委託し、今月8日からがれきの搬出を行っております。

次に、応急仮設住宅の整備状況についてご報告をさせていただきます。

応急仮設住宅につきましては、震災直後の3月末に第1次の建設に着手して以来、58団地、2,190戸の計画を確定し、7月中に全計画戸数を着工いたしました。現在まで一部の福祉仮設住宅28戸を除き、ほとんどの仮設住宅が完成しております。今後は応急仮設住宅団地への自治会の設置等について町として必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、三陸縦貫自動車道整備促進の見通しについてご報告をさせていただきます。

今月5日、国土交通省から三陸道の未事業化区間であります本町歌津白山から気仙沼市本吉町長根間のおおむねのルートが500メートル幅で示されました。また、出入り口の位置についてもあわせて発表がなされておまして、今回新たに本町では4カ所目となるインターチェンジが歌津の中野地区に設置される旨提示がなされました。今後は、今月14日までの間、町民の方々からご意見をいただき、今月中には確定ルートとして決定される予定であります。

(仮称)志津川トンネルについても、予定どおり本年中に着工される運びとなっており、今後においても議員各位のご支援とご協力を賜りながら、まさに命の道である三陸縦貫自動車道の早期完成に向けて全力で取り組む所存であります。

以上を申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長(後藤清喜君) 暫時休憩をいたします。

行政報告に対し、伺いたいことがあれば休憩間に伺ってください。

午前10時 8分 休憩

---

午前11時07分 開議

○議長(後藤清喜君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

書面にて提出された委託関係の行政報告に対する質疑を許します。14番三浦清人君。

○14番(三浦清人君) この参考資料の1ページ、その3ということで工事請負契約関係なんです。先般の臨時会におきまして役場庁舎、それから病院の建物ということで設計業務委託

料の予算が計上になりまして、ご存じのとおり賛成7、反対7、そして議長の采配で可決という、異例といいますか、私は同数でありますから議長は現状維持の原則に基づいて否決かなと思ったんですが、残念ながら反対の結果になったわけであります。

その反対の理由ということの一つに、歌津総合支所の場所の問題という意見が多数出ました。それから、この病院と庁舎の建設、1階が病院で2階が庁舎だということはまずいんじゃないか。やはり別々にすべきであるということが反対の大きな理由になったわけであります。

そういったことで今回この入札結果が提示されたわけであります。当初、建物の総予算額が約6億だということで、その設計委託料が3%だということでありまして1,800万。ここにも掲げられてありますように予算額が1,800万だと。この3%というのは通常の、仮設でない通常の建物であれば3%ですけれども、仮設ということである程度簡単といえば簡単、あるものを持ってきてポンと置くだけの建物でありますから、それに通常の建物と同じようなパーセンテージの予算額を計上というのも、私も終わってから、ああちょっと多いんじゃないかなという感じいたしました。

しかし、この入札結果を見ますとやはり常識のある設計屋さんだなというふうに思いまして、最低が430万、最高が1,800万という幅の広い入札の結果だということで450万に落札ということですが、果たしてこの当時の積算予算が……まあ終わったことですが、1,800万という予算の取り方、積算がちょっと多すぎたんじゃないかなという感じがいたしておるんですが、第1点目はその辺のところと、それから、その反対理由になりました1階が病院、2階が庁舎というような考え方はいまだに変わらないのかどうか。それから、歌津の総合支所の場所、これも現地の説明どおりにあの場所にやるのかどうか。そういうことでこの業者さんに発注をするのか。その辺の考え方、幾らか変わっていただければお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） まずもって、1階が病院、2階が役場という考え方、それから総合支所の位置の問題でございますけれども、きのう第1回目の打ち合わせ会を行いまして、そういった議会のご意見等も設計業者にお話ししながら、そういった意見を十分に踏まえながら今検討しているところでございます。いわゆる総合支所の位置についてもこの間議会でお話しした位置でなくて別の方にとということと、それから1階、2階については病院と役場を分離するといった形での、第1回目の設計素案ではそういった形にしたいというふうに考えてございます。

それから、予算でございますが、3%の根拠というのは、仮設の場合のそういった設計料の根拠がないものでございますから、いわゆる一般のそういう建物を建てる場合の根拠として3%から5%ということで、当然その当時も多いなというふうには感じておりましたが、根拠がないものでございますから、一般の建物の際の3%を予算として提案をさせていただきました。

○議長（後藤清喜君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、以上で委託関係の行政報告に対する質疑を終了いたします。

以上で行政報告を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開は11時25分といたします。

午前11時13分 休憩

---

午前11時25分 開議

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第5 議会運営委員の辞任

○議長（後藤清喜君） 日程第5、議会運営委員の辞任を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、小山幸七君の退席を求めます。

〔9番小山幸七君 退席〕

○議長（後藤清喜君） 8月10日、小山幸七君から諸般の都合により議会運営委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りいたします。本件は、申し出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、小山幸七君の議会運営委員の辞任を許可することに決定いたしました。

〔9番小山幸七君 着席〕

---

日程第6 選任第1号 議会運営委員の選任

○議長（後藤清喜君） 日程第6、選任第1号議会運営委員の選任を行います。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩中に、全員協議会並びに三陸縦貫自動車道建設促進に関する特別委員会を開催しますの



で、議員の皆さんは議会事務局の会議室にお集まりいただきます。

午前11時27分 休憩

---

午前11時37分 開議

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、三浦清人君を指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、三浦清人君を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

三陸縦貫自動車道建設促進に関する特別委員長から、小山幸七副委員長が辞任したいとの申し出があり、特別委員会を開催したところ許可することに決定し、その後任の副委員長には三浦清人君が選出されましたとの報告が議長にありましたので、報告いたします。

---

日程第7 議案第75号 南三陸町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（後藤清喜君） 日程第7、議案第75号南三陸町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

○事務局長（佐藤広志君） それでは、議案書の1ページをお開き願います。

議案第75号南三陸町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

南三陸町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成23年8月12日提出。

南三陸町長 佐藤 仁。

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第75号南三陸町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部について、災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲を変更する旨の改正が行われることによりまして、本町の災害弔慰金の支給対象範囲について所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） それでは、細部について説明をさせていただきます。

この条例改正は、ただいま町長が申しあげましたとおり、災害弔慰金の支給等に関する法律が改正されたことに伴う条例の一部改正でございます。

議案参考資料の3ページをお開きください。

現行条例は、その支給対象となる遺族の範囲を四角い箱で囲んでおります配偶者、それから子、父母、孫、祖父母までとなっておりますが、その該当者がいない場合は、同居している兄弟姉妹にまで拡大されたことによる条例の一部改正でございます。よろしく願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。4番阿部 建君。

○4番（阿部 建君） この変更ということですがけれども、他の町村ではどのような内容になっているのか、わかりましたら教えていただきたい。反対とか賛成とかそんなことでありませんので、他の町の内容がどのようになっているのか、その辺が把握してあればお知らせを願います。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） これにつきましては、法律が改正されたことによる一部改正でございますので、他の町村に関してもすべて改正するというところでございますので、ご報告申し上げます。

○議長（後藤清喜君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。3番佐藤宣明君。

○3番（佐藤宣明君） 今般、法の改正によりまして拡大されたということですが、この拡大に伴って当町においてどれくらいの方が、対象世帯がいわゆる浮かび上がったというか、教えてください。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 30名の方が兄弟姉妹がいるというふうなことで、受取人が祖父母まで該当者がいないというふうなことで30名の方が兄弟がいらっしゃいます。ただし、そのうちここに書いてあります同居というふうなことになりますと、10名程度になると思われれます。以上でございます。

- 議長（後藤清喜君） 3番佐藤宣明君。
- 3番（佐藤宣明君） わかりました。
- 議長（後藤清喜君） ほかに。2番高橋兼次君。
- 2番（高橋兼次君） この法改正によって拡大されたわけですが、この議案書の2ページ、（3）の「その兄弟姉妹（死亡した者の死亡の当時、その者と同居し、または生計を同じくしていた者に限る）」と。このことについては、兄弟に限るんですか。それとも、兄弟以外に生計を立てていた、こういう例もあるんですよ、世の中にはね。これは兄弟以外に生計を立てていた者については該当しないということですか。どちらですかね。
- 議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。
- 保健福祉課長（最知明広君） 兄弟以外については該当いたしません。ここに書いてあるとおり、同居していた兄弟姉妹というようなことに限らせていただきます。
- 議長（後藤清喜君） ほかに。（「なし」の声あり）
- ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。
- これより討論に入ります。（「なし」の声あり）
- なければ、これをもって討論を終結いたします。
- これより議案第75号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第76号 南三陸町と宮城県との間における災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に係る事務の委託に関する協議について

- 議長（後藤清喜君） 日程第8、議案第76号南三陸町と宮城県との間における災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に係る事務の委託に関する協議についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

- 事務局長（佐藤広志君） 議案書の3ページをお開き願います。

議案第76号南三陸町と宮城県との間における災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に係る事務の委託に関する協議について。

地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第3項の規定により、平成23年9月1日から、別紙規約により、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に係る事務を宮

城県に委託することについて、同県と協議する。

平成23年8月12日提出。

南三陸町長 佐藤 仁。

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第76号南三陸町と宮城県との間における災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に係る事務の委託に関する協議についてご説明申し上げます。

本案は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給を迅速かつ公平に行うため、死亡または障害の原因が東日本大震災に起因するものか否かの審査に関する事務を宮城県に委託するための協議を行いたいため、提案するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） それでは、細部についてご説明をさせていただきます。

議案書の4ページをお開きください。

ただいま町長が申し上げましたとおり、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給を迅速かつ公平に行うため、申し出の死亡及び障害が今回の東日本大震災に起因するものか否かの審査を宮城県に委託協議するものでございます。今回は関連死といわれる部分でございまして、3月11日以降に死亡あるいは障害があった方が対象となります。

まず、第1条で事務の委託の範囲でございしますが、1号及び2号で規定しておりますように、今回の東日本大震災による死亡であるか否かの審査、障害であるか否かの審査を宮城県に委託するというようなことでございます。

第3条に飛びますが、経費の負担ですが、本町でその費用を負担して、議案第80号の一般会計補正でその費用を計上させていただいております。今のところ20名ほどを予定しております。

今回の災害による死亡及び障害の認定につきましては、被災以降に亡くなられた方、障害を受けた方の取り扱いに関し、いわゆる専門家、医師でありますとか弁護士でありますとか地震災害関連知識者といった方、そういった専門家を有する審査会を宮城県が有しておるため宮城県に委託をするといったものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。10

番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） お尋ねいたします。

専門家による迅速、公平な審査を行うということで宮城県に委託するということなんですが、委託するまでには当町においてどういう調査、そういうものはあると思うんです。その辺が私、ちょっと、こちらの町の専門の人たちが調査するわけですので、そのことによって、またさらに県でそういう審査が行われるのはちょっと疑問に思いましたので、その辺はどういうふうになっているのかお聞きします。

先ほど課長の説明ですと約20名の方が適用になるんじゃないか、審査の対象になるんじゃないかというお話しでしたが、具体的にはじゃどういう方が対象になっているのか。また、経費の問題も、これは1件に対して幾らになるのか。その辺も含めて説明をお願いしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 先ほど申し上げましたとおり、関連死というようなことでございますので、それが本当に今回の大震災にかかわるものなのかどうかというような非常に難しい判定になりますので、いわゆるその方の病状であるとかその時の行動でありますとかそういうことを総合的に判定するというようなことになります。町で担当課、うちの保健福祉課でその調査をいたしまして、これはわかりかねるといったものについて県のそういった専門家の審査会に委託をするというように想定しております。ですから、間違いなく、例えばその時に障害を負ってそれが原因で亡くなったというようなことであれば、審査は委託しなくても済むというようにことになりますので、その辺がわからない案件を委託をするというようにご理解をいただきたいと思います。

それから、負担金の関係でございますが、1市町当たり今のところ20万円、それに件数割で1件20万円というように予定でございます。以上でございます。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） こちらの町でどうしても判断に苦しむと、そういう人たちを専門的な人たちに判断してもらおうと。その辺がちょっと私理解できないんですけども、大体関連死というのは、次の日なのか、それとも1週間たってなのか、その辺もあると思うんですね。その辺で判断に苦しむという考え方がちょっと私は本当に理解できないんで、その辺はもう少し具体的にお話ししてほしいと思います。

それから、負担金なんですが、1市町20万ですか、1件20万円ですか、これは大変高い金額

だと思うんですが、これは町負担だと。これは災害についての特別な交付金が出ていないのかどうか、その辺をもう一度お尋ねします。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 関連死ということなので非常に難しい状況がございまして、今までの例えば新潟の中越のときの基準というものがございまして、それまでですと、死亡までの経過期間でありますとか地震と疾病等による因果関係でありますとか、そういうことをすべて勘案をしてそれが関連死であるということの決定をするというふうなことになっておるようでございます。ですから、その辺についてはやはり担当者レベルでは非常に難しいというようなことで、そういった医師でありますとか弁護士でありますとかそういった審査会を有している宮城県に委託をすると、非常に慎重を有することなので委託をするというようなことをご理解をいただきたいと思っております。

それから、審査会の委託料につきましては、町で独自にそういう審査会を設けるというようなことは非常に難しいというようなことで、宮城県内でも10市町以上が県の方に委託をするという表明をしておりますので、うちの方もそういった形の方がよろしいだろうというふうなことで判断をさせていただきました。

なお、その委託料の経費につきましては、今のところ一般財源を充てるということを予定しております。以上でございます。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） なかなか理解できない部分もあるんですが、具体的にはどうなんですかと先ほど質問したんですが、この約20名のいる中で具体的にこういうところで判断が困るんだというような例がありましたら教えていただきたいなと思っております。

先ほど言いましたように、死亡期間というか、それも含まれているのかどうか、もう一度お願いしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 具体的というようなことになると、20件ございますのでそれぞれあるということで、例えば死亡期間ということで、中越のときに示された認定の基準を見ますと、1カ月以内に病状で死亡したというのは可能性が高いというような基準が示されております。1カ月を経過すると可能性が低いというような基準が示されております。6カ月以上経過いたしますと、関連死でないと推定されるというようなそういったことも書いてございます。ただ、これはあくまでそのときの基準なので、今回どういう形になるかとい

うのは非常に難しいと。まして震災のときの規模も違いますし、その辺は非常に私どもではなかなか判定が難しいというようなことで依頼をするということでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。以上でございます。

○議長（後藤清喜君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第76号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午前11時57分 休憩

---

午後 1時09分 開議

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第9 議案第77号 工事請負契約の締結について

○議長（後藤清喜君） 日程第9、議案第77号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

○事務局長（佐藤広志君） それでは、議案書の5ページをお開き願います。

議案第77号工事請負契約の締結について。

下記のとおり工事請負契約を締結する。

記。

1. 契約の目的。平成23年度仮設魚市場建設工事。
2. 契約の方法。制限付一般競争入札。
3. 契約金額。一金1億237万5,000円。
4. 契約の相手方。南三陸町志津川字天王山138番地11、志津川建設株式会社、代表取締役 塚本 繁。

平成23年8月12日提出。

南三陸町長 佐藤 仁。

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第77号工事請負契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、志津川漁港内に設置を予定している仮設魚市場の工事請負契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 細部説明をさせていただきます。

議案関係参考資料の4ページをごらんください。

工事名は、朗読されましたとおり、平成23年度仮設魚市場建設工事でございます。

工事場所でございますが、南三陸町志津川字旭ヶ浦地内ということで、これまでの志津川漁港の地域でございます。

工事の概要でございますけれども、仮設の荷さばき所、面積が約3,200平米でございます。これに海水の取水設備を同じく工事をいたします。

入札執行日でございますが、去る23年8月5日でございます。

それから、入札参加業者2社でございますが、入札執行結果に関しましては記載のとおりでございます。

9番目の契約保証金に関しましては1,023万7,500円。

それから、前払い金に関しましては4,095万円。

それから、工事の期間でございますけれども、本契約締結の翌日から23年10月21日まで、余裕を持って見ております。

次のページをごらんください。

ここの茶色い部分が道路でございますが、黄色く着色しておりますところが今度予定しております仮設の市場でございます。

それから、もう一枚、次のページをごらんください。6ページです。

数字が細かくて非常に恐縮でございますが、設計図面を縮小した関係でこうなっております。下の方の斜線、ブルーの斜線をつけた部分が海の方の岸壁でございますが、岸壁に向



かいて黄色く着色した部分が、ここに仮設の市場、屋根をテント方式にする仮設の市場を取りつけようと考えてございます。その市場の裏側の方に事務室、それから仲買人の控室を取りそろえるというような考え方でございます。

それから、恐縮ですが、もう一枚、次のページの7ページの方をごらんいただきたいんですが、これも非常に細かい図面でございます申しわけございませんが、上の方が横から見た建物の格好でございます。それから、下の方が前から見た部分でございます、こういう形でやろうと考えてございます。

とりあえず以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。11番及川 均君。

○11番（及川 均君） 2点ほどお伺いします。

本案件の参加業者であります。2社ということでありましてけれども、この案件に限らず、かつて震災前には業者にはそれぞれのランクづけがあって、それに格付けがあったわけでありましてけれども、震災後の状況はかなり変わったのかなというふうに思うわけでありまして。そうしたときに、そのランクというものを震災後はどのような扱いにしておるのか、町当局は震災以前のままなのか。あるいは、業者によっては重機類あるいは職員まで、従業員までいなくなった会社もさまざまある中に、そこら辺の業者としての査定、当局はどのように今ランクづけをなされておられるのか。この1点です。

それから、この工事期間であります。10月21日までということなんでありますけれども、これは秋サケまでに間に合わせるというような本来の目的があるわけですね。それで10月21日といいますと、秋サケの一番の最盛期であります。最近はおくれる傾向にありますけれども、11月に入って主力が来るような状況もあるんですが、10月10日といいますと秋サケは来ます。10月に入りますと来ます。10月10日になったら、毎年の私からすると第一波が来るというような、津波じゃありませんけれども、そういう状況なんですね。10月20日といったら一つの山が来るんですね、第1回の。これで10月21日の完工予定ということになりますと、果たしてサケは待ってくれないのではないかなという気がするんですが、ここまで延びていくということですね。その辺の説明をお願いします。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） ランクでございますけれども、22年度、23年度、そういった同一ということをやっていますので、震災前も震災後も同じ基準で扱ってございます。ただし、そ

ういう会社等で相当被災を受けて従業員等も解雇してできないという場合には、県の経営事項審査というのがございまして、そこでランクが変われば、また町の方にそういったランクの変更というのが出てきますけれども、それがない限りについては22年度、震災前と同じランクで扱ってございます。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 工事の工期でございますけれども、議員のご指摘のとおり、秋サケに関しましては沖合の刺し網の解禁が9月末に解禁されますので、確かに議員のおっしゃるとおりでございますが、私どもの方もできるだけ早めるということで考えておったんですけれども、最大10月21日までということで、ある程度最終的なところの工期をとりまして、もっと早く終われば終わったなりに仮設市場を開設したいと考えておりますが、余裕ということではないですけれども、最大10月21日までということで、できるだけ早めていただくとは考えておりますが、ただ最初から契約の工期を余りにもぎちぎちとするというわけにもまいりませんでしたので、これぐらいに設定したというそういう次第でございます。確かに、繰り返しますけれども、秋サケは10月の初めころには早いのは入ってくるというのは議員のご指摘のとおりでございます。

○議長（後藤清喜君） 11番及川 均君。

○11番（及川 均君） このランクづけは従来のままだということなんですけれども、この2社だけの参加であったということはどういう内容なのか。いわゆるたった2社であったということですね。その現実をどういう内容なのか教えてください。

それから、この秋サケなんです、これは10月21日待たずに販売をする方向で考えてないのかどうか。それまでの作業はどのように扱うつもりなのか。漁は解禁になりました。市場はまだ完成しませんというところ、その辺のところの兼ね合いをどのように考えておられるのか。運用をですね。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 今回の一般競争入札の参加資格条件でございますけれども、南三陸町及び気仙沼市内に本社あるいは支社を有する、点数で申し上げますと700点以上、それから1級技術者が3名以上という参加条件でございます。その中で当町は該当2社でございますし、気仙沼では数社、そういった参加できる業者がございまして、今回参加申請があったのは当町の2社ということでございます。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 早めに帰ってきた秋サケをどうするかということでございますが、確かにそのとおりでございまして、できるだけ早めにこの仮設の市場を完成させたいところですが、その前の段階の取引に関しましては、現在タコ漁の取引は従前の市場の活魚水槽のところの、屋根はないんですけれども、2階部分を雨漏りを防ぐ形でコンパネだとかブルーシートを敷きながら、その下の手狭なところでやっておるんですけれども、この新しい仮設市場が間に合わない場合はそこでとりあえず、手狭ですけれどもそこで取引をしながら、新しい完成を待とうと考えております。

○議長（後藤清喜君） 11番及川 均君。

○11番（及川 均君） つまり、課長、要するに、新しい魚市場ができない以前に販売はするということですか。市場業務はやる、やっているということなんですね。サケが来るようになれば売るといことですね。はい、了解しました。

○議長（後藤清喜君） ほかにございせんか。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 制限付一般競争入札ということで2社しか参加しなかったと。時節柄、がれき処理で大変忙しい業者さんが多くてこっちまで手が回らなかったのかなと、そんな感じがいたしております。

一般競争入札ですから、これ1社でも参加すればやらざるを得ないということもなるでしょうけれども、もう少し、せめて3社ぐらいが適当というか妥当というか、2社ではちょっと何か競争の何が少し薄れているのかなという感じがするんで、来ないから仕方がないといえればそれまでなんです、その辺のところの業者に対する指導もやはりする必要があるのかなという感じがいたしております。

私、以前にもこの市場の関係で、震災後のこれからの運営方についてお話ししたことがあるんですが、この志津川漁協が流出になりまして、今後県漁協の志津川支所というもののどのようになるのか、私たちまだ聞いていないんですが、この市場の経営は志津川漁協に委託といたしますか、やっただいてるんですけれども、どうなんですか、この震災になって、今後県漁協、南三陸町には二つの事務所があるわけですね。それまでは四つあって、戸倉までね。今後運営方については志津川漁協だけじゃなく、支所だけじゃなく、南三陸町にある漁業協同組合の支所ということに委託といたしますか、運営を任せるといようなやり方の考え方はどうなのかなと。

それから、買受人の多くを、募集をして多くの方々に買受人の資格を与えて、そして水産物の高い価格、そして広く販売をしていただくという意味でも、買受人の業者の方々の間口を

広げた方がいいという話をしたんですが、その辺どのような推移がなされているのか。その辺のところをお聞かせください。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） まず、前段の方の中卸業者の関係でございますが、県漁協の志津川支所が今やっております、これは合併前からそういう形でやっておったからというその流れもあるんですけども、今後は議員がおっしゃるように、県漁協の支所は町内に二つもありますし、私もその辺の支所同士の決算のやり方とかというのは詳しくわかりませんが、この辺も県漁協の方あるいは関係する漁協等も今後相談していくべきなんだろうなどは考えてございます。

それから、後段の方の仲買人の関係でございますが、これに関しましては前回の議会でもお話ししましたけれども、市場運営審議会という組織がございまして、その中で市場の運営をどのようにしていきましようかと、仲買人の選定も含めてその辺の検討をする場でございます、ここに委員が25名ほどおられます。これには中卸業者、それから漁協の歌津支所の方の関係者も入っていただいておりますし、それから仲買人等も入っていただいております。この仲買人の充実、強化に関しましては、これまでもずっとテーマとして検討されてきたことでもございますし、今後ともその辺のところは、仲買人が多くなればなるにこしたことはございませんし、ただ今度は水揚げ量との兼ね合いもございまして、その辺も含めましてその市場運営審議会の場とかを中心に考えていきたいと思っておりますし、できるだけ仲買人を強化するような方向で進めればこれにこしたことはないのかなと考えておりますし、私ども開設者といたしましてもそのような方向で働きかけをしたいと考えております。

○議長（後藤清喜君） ほかに。2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） この市場について1点。この海水殺菌装置、これは取水施設がこの船揚げ場のわきあたりにあるんですが、この施設はボーリングして上げるものなのか。直接海からとるものなのか。それ一つと、それからそのわきにスラリー氷製造装置というんですか、スラリーというの、これ別途工事となっているんですが、これは今回やるのではないんですか。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 市場で洗い水だとかの関係で海水を使いまして、その海水は地図の方、ちょっと見にくい地図なんでございますが、海水取水施設ということで、ここは実は今荒島パークというか、公園のところですね、あそこに井戸を掘らせていただいて、これ

は県の施設なんですけれども、ここをまた占有させていただいて、そこに井戸を掘ってポンプをやってくみ上げるというようなシステムでございます。大体1時間に10トンほどの海水をくみ上げるというようなことを考えてございます。

それから、横長の6ページの図面の右の方ですね、スラリー氷と書いておりますが、スラリー氷というのは海水でつくる氷なんだそうですが、きちんと固めるのではなくていわゆるシャーベット状の氷でもって、魚を入れた箱にその氷を入れて冷やしておきますと、その氷が溶けても海水なものですから魚の鮮度が保てるということなんだそうですが、実はこれは今回そのスラリー製氷機を買うのではなくて、漁協の方にこのメーカーが、日立製なんだそうですが、震災の関係もあるということでとりあえず無償で使って見てくださいと、そういうことで半年ほど無償で使っていいですよということで使わせてくれるんだそうです。それで、よければ後はそれを買うかどうかは中卸業者の関係なんですけれども、それを置く場所ということでこのように表示させていただきました。そういうことでございます。以上です。

○議長（後藤清喜君） ほかに。2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） 何か天然の濾過水になるわけですよ、取水の場合は。濾過水ということで、またさらに殺菌して使うのであれば、いろいろ後の問題もある程度軽減されるのかなとは思いますが、この氷については、もし使ってよければ、使えるというような結果が出れば、これはやはり町でじゃなくて漁協が独自の財源で入れると、そういうことになるわけなんですか。この海水氷、いわゆる水氷に近いものかなとは思いますが、この海水氷というのは今いろいろなものに使えるものでありますから、完全な海水氷と今言った水分を多く含んだいわゆる水氷みたいな両方できるものであれば、これから使っていくにはいろんな利便性があるのかなと思うんですが、いずれにしてもこれは恐らく高いものかなと。そのときぜひ、漁協の負担もかなり大きくなるのかなと思うんですが、町の方でもやはりある程度支援をして、こういう被災の状況が大きいわけなんで、これから氷というものは市場にとって命といっても過言ではないと思いますので、できるだけ町で支援をしながらこういう設備をしていくべきだと思いますので、これから先のことを考えていただければいいかなと思います。

○議長（後藤清喜君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第77号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10 議案第78号 財産の取得について

○議長（後藤清喜君） 日程第10、議案第78号財産の取得についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

○事務局長（佐藤広志君） 議案書の6ページをお開き願います。

議案第78号財産の取得について。

下記のとおり財産を取得する。

記。

1. 取得する財産の種類。備品。
2. 業務名。市場用備品購入業務。
3. 取得する財産の名称及び数量。ベルトコンベア4台、選別台4台、タンク回転排出装置3台。
4. 取得の方法。見積徴収による随意契約。
5. 契約金額。一金1,098万5,100円。
6. 契約の相手方。気仙沼市新浜町2丁目7番28号、株式会社藤田鐵工所、代表取締役米倉工雄。

平成23年8月12日提出。

南三陸町長 佐藤 仁。

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第78号財産の取得についてをご説明申し上げます。

本案は、仮設魚市場で使用する物品の購入業務について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 細部説明をさせていただきます。

今回の購入に随意契約とさせていただきましたのは、実は被害を受ける前の市場でこの機械を使っておりまして、その時には3社からの入札で行ったそうですが、その時に落札して結果的に使っておったのがこの藤田鐵工所の機械だそうでして、それで実際使う中卸業者とかは、この機械が使い勝手がいいし再度入れるのであればぜひこれをお願いしたいということで、それで随意契約にさせていただいたということでございます。

それで、金額が備品としても700万円、一つの契約で超えますので、それで議会の議決をいただくということで今回上程させていただいた次第でございます。内容につきましては議案参考資料の8ページと9ページの方をごらんください。

これは非常に見にくい資料で恐縮なんでございますが、実はこの装置は注文されてから生産するというものなものですから、これは設計図面の一部ということでございます。

それで、8ページの方に記載してありますのが、ベルトコンベア、輸送用のコンベアということで、これは岸壁に船を着けた場合に船から直接魚を、あるいは魚を入れた入れ物を輸送するとかそういうようなベルトコンベアでございます。逆に、トラックとかで搬送してきた場合にも同じような形でこのコンベアに載せて搬送すると。

次の9ページの方をごらんいただきたいんですが、ここに②番目としてタンク回転排出装置というのがございます。非常にこれだけ見ると何が何やらわかりにくい図面でございますが、これは市場の方では魚を扱う際に500キロ詰めのタンクかもしくは1トン入りのタンク、市場ではスカイタンクと呼んでいるんですけれども、それに魚を入れて、例えばトラックで運んできた場合にはそれをフォークリフトに入れておろしたりという形をしますが、その際にこの装置にそのまま載せまして、これが選別台の方まで回ってきたときにこれが回転して魚だけをまけるというか、そういうようなタンクごと運んで選別台に広げるといような装置なんだそうでございます。

それで、このタンクから排出された魚が③番目の選別台の方へ移って行って、そちらの方で選別されるという一連の装置だそうでございます。それでベルトコンベアを4台、選別台を3台、それから今申しましたタンクの回転排出装置を3台購入するという内容のものでございます。以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第78号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第11 議案第79号 財産の取得について

○議長（後藤清喜君） 日程第11、議案第79号財産の取得についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

○事務局長（佐藤広志君） 議案書の7ページをお開き願います。

議案第79号財産の取得について。

下記のとおり財産を取得する。

記。

1. 取得する財産の種類。土地。
2. 取得する財産の所在、地目及び地積。別紙のとおりです。
3. 契約金額。一金9,300万円。
4. 契約の相手方。東京都墨田区業平三丁目4番13-602号、株式会社ネルソン・キャピタル・パートナーズ、代表取締役石川泰弘。

平成23年8月12日提出。

南三陸町長 佐藤 仁。

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第79号財産の取得についてをご説明申し上げます。

本案は、本町戸倉地内の旧ゴルフ場開発予定地でありました土地63筆、106万8,140平方メートルを、震災復興計画に供する目的で先行取得したいため、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。



○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） それでは、細部について説明をさせていただきますが、議案書の8ページ、9ページに取得する財産の種類あるいは所在、地目、地積がございます。

8ページ、戸倉字沖田37番の3、公衆用道路の113平方メートルから9ページの下段でございますが、戸倉字干谷7番、山林の3万9,103平方メートル、合計で63筆、合計の面積、ただいま町長申し上げました106万8,140平方メートル、いわゆる106.8町歩でございます。

今回の取得の経緯について若干説明をさせていただきますが、ただいま申し上げましたように旧志津川リゾートのゴルフ場開発用地でございます。昨年の12月17日の全員協議会で経過等も含めて説明をさせていただいておりますが、本年に入りまして1月6日に競売に付され、20日に開札されてございます。その結果、ただいま契約の相手方で申し上げました東京都墨田区の株式会社ネルソン・キャピタル・パートナーズが8,000万円で落札をいたしてございます。その後におきましても、当該法人と土地利用についての一定の情報交換を行ってきたところでございますが、今月に入りましてより具体的に当該用地の譲渡について打診をいたしたところでございます。

昨年の競売の際には多額の滞納税の処分にくわえ、あるいはまた具体的な土地利用計画のない中での取得、さらには手続上の関係から取得については慎重な姿勢をとってございましたが、今般の3月11日の震災によりまして状況が大きく変わってございます。と言いますのは、復興計画策定における土地利用計画等におきまして、地区懇談会を開催したわけですが、当該用地の周辺の行政区から高台移転の要望も出されておりますことから、今般当該地区の高所移転も含め、今後の震災復興計画に供する目的で先行取得したいということで提案をいたすものでございます。

なお、取得経費につきましては本町の土地開発基金で購入する予定でございまして、議案として提出する前提として8月8日に当該法人と仮契約を締結をいたしてございます。

続きまして、議案参考資料で当該用地の写真等をもとに説明をさせていただきますが、10ページ、11ページ、12ページでございますが、10ページでございますけれども、この資料も昨年の全員協議会で説明をさせていただいた資料でございますが、今回の震災ですべてこういった原本等もなくなったことからコピーで本当に不鮮明で大変申しわけないんですが、航空写真残っている部分はこれだけでございますので説明をさせていただきますが、この白枠で塗った部分がおよそ今回購入する当該用地でございます。写真の青い部分、上段でございますが、これが折立漁港でございます。その後ろ側に折立行政区がございます。それから、そ

の折立行政区から左の方に幅1センチぐらいで白い部分が見えますが、これが国道45号と戸倉駅の周辺でございます。その下の方に黄色い部分で3センチ幅ぐらいで右下に斜めでございますが、これが西戸部落でございます。それから、右上の方に少し黄色い部分がございますが、これが在郷地区でございます。したがって、西戸から在郷地区、戸倉中学校の後ろの部分がこの一帯になるというところでございます。

続いて、11ページでございますが、これは戸倉中学校の後ろ側の拡大写真でございます。これも数年前の写真でございますので、現況では草が生い茂ってこういう土の部分が見えませんが、戸倉中学校のすぐ上の方はこういった比較的平らな土地になってございます。

続いて、12ページでございますが、これは図面にそれぞれ公図を当てはめて斜線で当該区域を表示させていただきました。図面の真ん中の上の方がJR戸倉駅でございます。そのすぐ近くに当該用地が2区画ございます。それから、図面の右の方に戸倉小学校、戸倉中学校が記載されてございますが、位置としてはその戸倉中学校の後方部分、そういったところに大きな一つのエリアがございます。全体で先ほど申し上げました106.8町歩ということでございます。

以上で細部説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議をいただきましてご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） ここで暫時休憩をいたします。休憩間、今回の財産取得についての現地を見たいと思いますので、ご移動をお願いしたいと思います。

午後1時46分 休憩

---

午後2時45分 開議

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 財産の取得についてちょっとお尋ねいたしたいと思います。

昨日、私、つまり8月11日だったんだけど、新聞報道によりますとゴルフ場開発跡地ですか、それが63筆、106ヘクタール、つまり106町歩だか、議会あるいは議員も知るすべもなく、あるいは議会の議決もなくメディアである報道機関に優先報道されているが、これらのことは違法にはならないのかなというような考えを持ったわけでございます。このようなことになったのがどういうことになったのか、先ほど細部説明もありましたけれども、再度説

明を求めたいと思います。

またさらに、ただいま現地を見させていただいたんですけども、その辺の予算措置、これは細部説明の中で土地購入基金を充当するんだというようなことでありましたけれども、これらについてもいまい少し詳しくご説明をいただきたいなど。つまり、ゴルフ場跡地の106町歩9,300万、この大きな金額、つまり10アールあたりにいたしますと約10万ですよ。10万という値をつけますと、今後の土地売買の基準価格にもなるのかなという思いがいたします。この辺をまずもう少し詳しくご説明をいただければなというふうに思いますし、今現地を見て一部しか見させてもらわなかったんですけども、106ヘクタールというものは容易な面積ではないわけです。しかも63筆でございますから、この辺をまずもってお願いしたいなというふうに思います。この3点ばかりお願いします。

○議長（後藤清喜君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 最初の質問と後段の関係について私の方からご説明させていただきますけれども、まずもってプレス報道された関係でございますけれども、議会の招集告示が9日だというふうに認識をいたしてございまして、同時に9日には議員の皆さんのお手元には議案関係送付をいたしてございます。当然その段階から公開ということでございますから、これまでもそうでありますように、その議会の議案等についてはプレスの方に開示をするというのが前提といたしますか、そういう形になってございまして、その関係でそれぞれのプレスの方から補足取材等があればそれはそれで受けていると。それを報道するしないについてはそれぞれの報道機関の扱いということでございます。

それから、土地開発基金の詳しい内容については財政担当課長の方からご説明申し上げますけれども、今回の取得金額の関係のお話でございますけれども、今鈴木議員お話しのように、反当あたり、立木も入るわけでございますけれども、8万7,000円ということございまして、この金額は正直申し上げます、近年のいわゆる山林の土地取引の金額からしますと確かに決して安価だとは、場所にもよりますしそれぞれの状況によりますと、町の方に取引の届け出等がなされているような昨今の状況からしますと必ずしも安価だというようには言い難いものがございます。当然化粧を加えての金額でございますけれども、ご案内のように雑木が多うございまして、正直私も全山立木調査をいたしてございませぬ。ただ所有者の方からお話を伺った限りにおいては、全体の山の約2割ぐらいは自然林でございますけれども、松が植林されていると。もともとゴルフ場の開発用地として購入をし、一部造成工事を始めたということでございますので、グリーン周りとかそういった自然緑地、そういったものを

想定しながら一部伐採をしてきたというようなことでございますので、そういうことで立木としての価値というのはそう高くないんだろうなというふうには思っています。

そういった中で9,300万の金額でございますけれども、一つ大前提となるのが先ほど総務課長がご説明をいたしたとおりでございますし、さきにも議会でご報告申し上げておりましたけれども、今回のこの物件に関する競売の落札価格が8,000万、これがまずもって大前提となるというようにこちらとしても受けとめざるを得ないと。当然それに競売に付するためのいろんな諸費用がかかってございますし、それからそれぞれが債権回収会社と申しますか、投資会社でございますから、当初の所有者から、根抵当権者から3回にわたって債券譲渡がなされておりますから、債券譲渡に要した費用等も加算をさせていただくというようなことでございますので、全山として扱わなきゃならない物件でございましたものですから、9,300万ということで我々としても受けとめを今回させていただいたというような内容でございます。

今回の価格が今後いろいろ土地利用のあり方の中で高台移転、当然用地との関係が出てくる時の一つの基準になるのではというご懸念、ある意味それは否定はできないというふうに思いますけれども、それぞれ鈴木議員もご案内のように、山林経営、森林経営としての取引ですと決して安くない金額だろうというふうに今認識しておりますけれども、一方では、三陸縦貫道とか用途待ちの農林道ということになってきますと、また別な形での評価、算定をしながら購入がこれまでも行われてまいりましたし、現在、そういった特に三陸道関係でも行われているということからすれば、今回は私どもの購入の一つの目的としては、全山ということではございませんけれども、いわゆる高台移転の候補地の一つということでの公益性、公共性を持った目的をもって取得をさせていただいたということでございますので、ひとつ価格等の部分についてはそういうような観点からご理解を賜りたいというふうに思います。

なお、基金の内容等については総務課長の方からご説明申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 先ほどの説明で、土地開発基金をもって今回の購入費に充てたいということで説明をしておりました。この土地開発基金でございますが、当然一般会計を通さなくて、基金でもってそういう当該土地を購入するということでございますけれども、あらかじめそういう土地を取得することによって将来の事業の円滑な遂行に資するというので、本町では土地開発基金条例を設けてございまして、今回それに基づいて将来の震災復興目的でこの土地を取得したいということで、基金を使って購入したいということで提案をしているものでございます。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） ご説明をいただきまして了解する面もありますけれども、私、今行ってみて、これを造成するのは大変なことだなと。それから、仮設住宅をするときはできるだけ道路に近いところ、つまりライフラインに当たる部分を優先してつくってきたわけなんですけれども、私、きょうの資料にもありますし、懇談会資料にもあるように、各地域で例えば山を切り崩して造成地をつくる、あるいは防潮堤の内側には加工場とか作業場をつくるというお示しの事案の方の土地の売買をどうするのかなど。この件についてこれだけの金額があったら、例えば第1案でお示しありました商工団地周辺の高台移転する造成の考え方、あるいは志津川高校の周辺、旭ヶ丘も含めた構想だったと思うんですけれども、そういうところの構想が、今回見させていただいたゴルフ場跡地を取得した場合に、この辺の事業の推進が多分におくれてくるのではないかなというような思いがいたします。この辺を優先して町区の公営住宅等々に供するというような考え方に行けないものかなということと、それから、もし競売で8,000万というような落札価格が出ておりますけれども、この土地については土地保有税を未納にしてあった地域でございます。となれば、南三陸町の実態を知れば、どこの業者も、あのときの恩返しにこれを寄贈しても、ここを宅造に使ってくださいというようなことぐらい一言あれば、なおいいのかなと思って、今現場を見てきながら思ったんですけれども。土地保有税も10年近くもまず収めていなかったです。今度さらに入札価格から上積みして、もちろんその諸経費はかかるわけなんですけれども、9,300万という値段が出ていたということでございますから、そういうことで整理しますと、お示しの1回、2回目あたりの特別委員会で諮られた造成地あるいは構想を優先すべきでないのかなと、土地取得の場合ですよ、それが一つ。それから、9,300万をこの後将来に向けてやはり戸倉地域、折立地域に必要だということになれば、いま少し納税義務を怠ってきた業者でございますから、そういう意味合いではいま少し値を引いてもらうとかそういうことができないものかどうか。この2点、3点ばり、お願いいたしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） ここで暫時休憩をいたします。答弁は再開後にします。再開は3時15分といたします。

午後3時00分 休憩

---

午後3時13分 開議

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

12番議員に対する答弁を求めます。

○議長（後藤清喜君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） それでは、ご質問にお答えをしたいというふうに思いますけれども、今お話の中で高台移転の事業の具体化、優先度についていろいろご意見ございましたけれども、今回につきましては一応これをすぐ事業化に結びつけるというような考え方でございまして、所有者側のいろいろ事情がございまして、この時期に先行取得という形で町側としても対応したいということで考えてございます。

なお、ご質問でもございました各地域における高台移転の今後具体的な事業スケジュール、そういったものについては、後ほど担当課長から説明をさせたいというふうに思います。

それから、お話の中にございました土地のこれまでの滞納との関係についてのお話ございましたけれども、正しく申し上げれば、滞納いたしておりましたのは志津川リゾートというゴルフ場の開発行為を提案した会社でございまして、今回取得をして競売に付した会社につきましてはいわゆる根抵当権者でございまして、その方が結局競売に付して同社が競売で落札をしたという結果になったわけでございますけれども、滞納部分については同社の責任といえますか、そういうものは存在もしておりませんし、なかなかこちらからはその件に関してのお話は申し上げられるような立場ではないと。結果として、残念ながら競売に付された、司法手続がとられた段階で、当然大きな根抵当額でございましたし、債権会社そのものも相当のそこで損失がございまして、本町にとっても大変大きな金額の債券がそこで消滅を残念ながらしてしまったというような経過でございまして。

○議長（後藤清喜君） 震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（及川 明君） 防災集団移転事業の進め方につきましてはこれまでもお話をしておりますが、移転する場所も含めて地域の合意形成というのが第一に必要なかと思っております。その地域の合意形成という部分の中で、土地を取得できるという部分につきましては大きな着手を早める要素とはなるかと思っておりますが、いずれ地域がその場所に移る、高台に移転したいという地域の合意形成が第一だと思いますので、今回の案件でございまして先行取得の部分につきましても、地域懇談会のレベルではこの周辺の方々にはほぼこの土地という形で流れは組んでおりますが、正確にだれがこの土地にという部分まではまだ詰められてはございませんで、今後地域の合意形成に向けて町も取り組んでいかなければならないのかなというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） ご答弁のとおりだと思います。先行取得、即事業化に移るということではないというようなことでございますので、まあ取得をしておくんだということだろうと思いますけれども、余りにも大きな面積と余りにも大きな金額であったものだから、それを我々が知らないうちに仮契約がされていたと、そういうことも含めながら今お尋ねしているわけなんですけれども、課長お話の分については、地域の合意形成ということでこれから各集落部分の宅造箇所については話を進めていくんだということでございますけれども、そういうことが先に優先すべきじゃないかなという考え方からお尋ねしているわけでございます。先行投資、これは余りにも大きな金額だから、すぐ寄せと言われると大変なんじゃないかなと、そういう心配を考えているわけございまして、今仮設に入っている人は少しでも一日でも早く公営住宅などを考えていただければなというようなことでありますし、個別に考えるならばそういう宅造をしてもらえばそこを取得したいという人たちも、多くの人たちが避難民の中あるいは仮設住宅に入居している人たちの中から、現に聞こえてきているものでございますから、そういうことを私は先行すべきじゃないかなというようなことのお尋ねでございますから、この辺も再度考えて、先行取得の100町歩、9,300万、この辺は集落形成の土地造成にかかる費用とは別個のようなお話でございますけれども、それで予算措置が十分されるのかなというような心配の中でお尋ねしているわけでございますから、このことについてもう一回簡単にお話しをいただければなというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 仮契約でございますけれども、工事請負もそうなんです、入札してそれから一定の額以上は議会の議決を経ないと本契約できません。今回の土地の取得もそうございまして、仮契約が前提でございます。仮契約を結んで議会の議決を経て初めて本契約ということでございますので、議案として提案する以上は仮契約が大前提となりますので、その辺はよろしくご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 今回ご提案を申し上げます事案につきましては、大変大きい面積と大変大きい金額でございますし、本件についてはかねてから、合併前も含めていろんな滞納の問題も含めて議論があった土地でございます。ちょうど震災のころの3月にまた大きな動きの中で、議会からもいろいろその扱い方、町のかかわり方についてもいろいろお話をいただいた関係ございまして、本来なら今回ご提案をする前に、当時競売への参加の有無について議会の全員協議会を開催させていただきまして町の考え方なりもお示しをしたこと

等々からすれば、今回もそういう手続なども必要だったのかなというふうには私も十分認識はいたしてございますけれども、ちょっと詳しく申し上げますと、実は総務課長が細部説明で申し上げましたように、3月の競売以降、この物件の扱い方について当該会社の方と一定の情報交換と申しますか、その後の会社側の動向等についてもお話をしてまいりましたし、向こう様の方からも打診がございました。実は、向こう側にいろいろ経営的な部分での事情もあったようでございまして、6月に改めて譲渡、買入れについての話があったのは事実でございますけれども、これまでも議会の方に申し上げておりましたように、町とすれば具体的な土地利用計画なりそういったものを持たない中で土地の取得ということについては慎重に考えざるを得ないということで、向こう様にもお話を申し上げておりました、その段階で実はこの物件については第三者の方と譲渡についてのお話があったようでございます。

その後、7月になりまして、町の方でも皆さんのお手元にもお示ししているように各地域の高台移転のありようについて町の考え方をお示しし、7月下旬には各地域との懇談を進めてまいりました。そういった中で近隣の集落の方々から当該地の利活用についてのお話なども多く出されているというようなことがございまして、改めて当該会社の方にその後の土地の取引の動向について打診をさせていただいております。8月上旬に特別委員会がございました際にもこの件に係るご質問もございましたけれども、その時にもそういったニュアンスのお話は説明させていただきましたけれども、今月中にこの件についての決済をしなければならぬという事情が向こう様の方にあったようでございまして、最も近いのが8月12日に臨時会を招集する予定であるということで、急遽話を具体的にこちらの方に振り向けさせていただいた経過がございまして、8日に仮契約を締結させていただいて、議会として付議できる環境を整えたということでございますので、大変お話のようにこれまでの経過からすれば唐突すぎるというようなことについてはその辺についてはそういう事情があったということを含めて、ひとつ何分にもご理解を賜りたいというように思います。

それから、それとの関連で、本来なら別な地域も含めて先行取得ということで用地対策を進めるべきじゃないかというお話でございまして、先ほど震災復興推進課長が申し上げましたように、地域の合意形成を得ながら環境を整えながらそういった用地対策も含めて、さらには事業の具体的な設計とかいろんな業務を随時環境が整ったところからさせていただきたいというふうに思いますし、整備手法についても防災集団移転整備事業の中で用地対策等も考えていきながら、随時やっていきたいという考え方でございます。

○議長（後藤清喜君） ほかに。4番阿部 建君。



○4番（阿部 建君） この79号であります、これは基金を取り崩して買うんだということですが、私は基金条例初めて見るんですが、この南三陸町の条例、この条例の何条にこれが当てはまるんだろうと、この基金の使い方の。まずそれが1点であります。私は長いこと語りませんから、時間がないから。

それから、2点目、災害復旧が目的でいるということであります。ということであれば、災害復旧であれば、国のなぜ激甚災害法を適用しないんだと。4分の3補助。これがなぜ適用しないのか。予算というものの仕組み、基金の目的も災害補助も全然無視しているんじゃないですか。つい5日には考えていないという説明、答弁しているんじゃないかと、あの時の席では。それが今度はポップリその口も渴かないうちに、不自然ですよ。できれば余り質問しないで、なるほどと納得するような議案を出せないんでしょうか。私はそう思いますよ。私は納得できませんよ。なぜ災害復旧のお金で買ったらいんじゃないですか。4分の3の補助もらって。どこの何条に当てはまるの。あなたが当てはまると言っても、私の見方には当てはまるのなんかないんですから。それがなぜ災害復旧の補助をいただけないんですか。ちゃんと書いてある、宅地造成、高台に移転する場合には、4分の3補助しますよと。10軒以上。なぜこれを適用しないの。何を考えて運営をしているのか、とても不自然で納得できないですよ。みんなそう思いますよ。私だけじゃなくて。長く余計なこと語ってもしようがないから、それら3点、ご答弁を願います。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 今回土地開発基金で先行して取得するというところでございますが、土地開発基金の第2条の2項でございます。町長は必要があると認めたときはその一部を処分することができるということでございますが、具体的な手続は管理規則にございます。いわゆる将来の公共用地に資するために、あらかじめ土地を取得して事業の円滑な執行に資するために基金で土地を購入するということについては第2条の2項でございます。

○議長（後藤清喜君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） ご指摘のいわゆる防災集団移転促進事業の4分の3の補助事業を適用すべきだというお話でございますけれども、本来各地域も含めて、今後そういった高台移転等に要する分については当然この事業を用地取得も含めて行う予定でございます、当該地についてもいずれこの中で高台移転の土地造成事業を具体化するという段階においては、開発基金から一般会計が買い戻しをするという会計処理を行うわけでございますので、当該用地に係る事業取得費については当然防災集団移転促進事業の対象として扱っていくという

ことで考えてございます。

○議長（後藤清喜君） 4番阿部 建君。

○4番（阿部 建君） これ、何が当てはまるんでしょうか。なぜ今これを取り崩して百何町歩の土地を買う必要があるんですか。なぜ先行する必要があるの。目的があるんですか。何十軒、何百軒、確実に建つんですか。確実にですよ。何軒以上。そういうものもあいまいで、あれだけの百何町歩という土地を基金を取り崩してまで買う必要があるのかどうかと言うんですよ。そりゃ買ってでもいいですよ、それは、補助でやるのであれば、4分の3の補助で適用していただけるものであれば。それだって後でこれを適用させるごとく質問ですけどもね。私はあの百何町歩4分の3の補助を国で、集団移転、それでもあそこに1,000戸ぐらい建つのなら認めるかもしれませんよ。20軒や30軒建つのは、100町歩の土地買うから4分の3補助くれとって国は出しますか。それが何軒建ちますか。それが今考えているように進まなかったときだれが責任とるの。副町長ですか。今、これからどんどん移転造成が始まるんですよ。そのうちこういうあいまいな、私はあいまいだと思いますよ、土地取得。まず何軒建つと思いますか。今じゃなくてもいいじゃないですか。補助が確定してからで。私は土地を買う必要がないと言っているんじゃないんです。町のお金がないから、できるだけこの激甚災害法に基づく補助金をもって進めていただきたいと。あとの差額は地元負担ですから、これだって南三陸町にはお金ありますか。給料にも足りない税収が、どこから持ってきたの。月給下げるんですか、皆さんの。下げれば別ですよ。下げるといふのならいいですよ、これ取得しても。できませんよ、絶対に、当町ではこのようなことが。私はそう思いますよ。何も急いで買う必要はないと。私ははっきり申し上げますが、今回は撤回をして、そして後日改めてある程度の確実性のある段階で提案をしてもらいたい。そういうふうには申し入れして、質問は終わります。

○議長（後藤清喜君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） ちょっと説明が不足しておりましたけれども、今回106ヘクタールの土地でございまして、当然防災集団移転促進事業として、そういった居住区域としてすべてを利活用するという考え方は現時点で持っておりません。近隣の集落でございまして、これからどれだけそのうち必要になってくるかということで考えてまいりたいというふうに思いますし、その分については補助事業の対象として対応していきたいと。だったらこんなに大きく今この段階では必要ないのではというお話でございますけれども、前にお話ししたように、一団の土地としての売買そういうお話としか、相手方とも分割という話にはできま

せんで、したがって、町が今回取得したいいわゆる居住区域としての区域以外の土地の有効利用についても、議員お話のように、最大限新しいまちづくりの有効な土地利用として使っていく責務は当然出てくるというように考えております。現時点で残りの土地をどういった土地利用を図るのかということについては明快に申し上げられませんが、有効に土地利用を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、私の方からも一言申し上げさせていただきますが、先ほど来、議員の各位には戸倉地域の写真を配付をさせていただいております。ごらんのとおり戸倉地域においてはもう75%の家屋が壊滅でございます。戸倉地域におきまして一帯として開発ができる土地ということについては、残念ながらほかになかなか見当たらないというのが現実でございます。そういった中で、戸倉地域の皆さんの高台移転の場所ということになりますと、皆様にお示しをいたしましたこの土地以外にないというのが我々の考えでございます。

そういった中で、先ほど来、なぜ激甚災害の4分の3の金を使わないのかということにつきましては、先ほど来、副町長も答弁しておりますように、後日この件につきましては4分の3の補助がいただけるということについては、おととい国土交通省の方がお出でになりました我々として確認をいたしております。そういった関係で皆さん方をお願いをして、何とかこの議決をお認めいただきたいということでございますので、ひとつご理解を賜りたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 4番阿部 建君。

○4番（阿部 建君） おおよそ何軒ぐらい建つのか、それもわからないでただ漠然と75%とか、おおよその軒数、100町歩というととんでもない面積ですよ。何も全部100町歩使わなければだめだというわけではないでしょうけれども。お金がないんですから、できれば補助を、有効な補助を利用して、私は買っていいと思いますよ。必要だと思いますよ。あった方がいいんですから。しかし、もう少し確実に何軒ぐらいが最低限建つだろうと、建つんだよと、アンケートか何かとったんですか。部落懇談会に何人来て、なじよな発言して、75%いっても、そうすると、町長、町長に今度はお伺いしますが、今度取得する土地の4分の3、9千何百万ですか、4分の3すべて、この災害復旧の補助金がもらえるとあなたは胸をはって言っているようですけれども、間違いありませんか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的には全土地ということではございませんで、これから開発をして

利用面積、それについての4分の3ということですので、それは明確に私がこの話はしておきたい。

○議長（後藤清喜君） 震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（及川 明君） 何戸ぐらいということにつきましては当然これから詰めていかなきゃならない部分でございますが、この周囲の集落、西戸、折立、水戸辺、在郷地区につきましては330世帯ほどが被災を受けてございます。その中でどれぐらいという部分はちょっと明確には示せませんが、全体の戸数としての部分ではそれぐらいでございます。330世帯といいますと、防災集団移転事業で宅地そのものだけの面積で言いますと約11ヘクタール弱という形になります。全体の地形上、実際に測量していますので何とも申し上げられませんが、道路やのり面、公共施設の用地等も含めて考えた場合、25ヘクタールを超える面積は最大限必要になるというような状況でございます。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 8月9日にこの議案が配付されまして見ました。9,300万という額が示されておりましたので、多分これは一般会計の補正予算で出てくるのかなと思って見たら、ないんですね。だから、どういうふうなのでやるんだろうなということでおりました。それで、きのううちに帰ってテレビ、NHK午後1時からのニュースで我が町の土地の購入の報道がされまして、最後に業者と仮契約を結んだと町では言っていると、こう終わったわけさ。それで、あれ、何だ、仮契約も結んだって予算もないのにどんな仮契約だろうと思ったんです。そうしたら本日、この土地開発基金という中から使うんだと。そこでこの条例を見ましたら、1億5,400万の積立金額ということであつたわけでありまして、その中で流用といいますか、引用といいますか、処分の仕方ということで進めてきていたと。

それで、8月5日の特別委員会で副町長に出席してもらって、私も以前からこの土地に関しては町で購入した方がいいということで発言をしておりましたので、その状況なども含めまして質問したんです、8月5日。そうしたら、副町長の話では何か民間の会社の方でこのキャピタルとの取引をするというような話だということであつたものですから、じゃあ町としてはなかなか難しいのかなと思っていただけです。

しかしながら、お話聞きますと8月8日に仮契約を結んであると。たった3日なんですよ。余りにもできすぎているというか、8月5日に質問して答弁して8日に仮契約を結んでいる。とんとん拍子というか、何だ何だ、三浦議員がこの取引に関与していたんでないかというようなそんな疑いの目で見られても仕方ないなと、そんな感じを今、きのうから思って

非常にどうしたらいいものかなという感じでおりました。

どうなんですかね。この仮契約を結ぶという報道が最初になされて、本日我々が知らされたわけですよね、この会議でね。それまで知らなかったんですよ。基金から運用できるんだ、町長ができるんだ、処分できるんだからやったんだと言えばそれまでなのでしょうけれども、やはりこういうのは新聞あるいはテレビ等々報道機関に発表する前に、やはり我々にもその前にお知らせしておく必要があったのではないかなと。先ほどの朝のお話でも町長謝罪しているわけですよ。またここに来て、我々よりも報道機関の方に最初に仮契約をしたんだなんということを発表するというのはいかがなものかなとそんな感じするんです。ちょっとこれは考えもんだなという感じするんです。

その仮契約書は出さなくていいんですか、この議会に。きょうこの議会の議決を要するという事なんですけれども、仮契約書は私は出すべきではないかなと思うんですが、あるんでしょう。議会の議決を得るためには仮契約書というのとはなくてはならないんじゃないですか。その辺いかがですか。

○議長（後藤清喜君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 先ほど12番の鈴木議員さんにもお話をいたしましたとおりでございまして、そのプレスとの関係については、皆さん方のお立場からしますと、そちらの方が情報早かったということで大変そういう面では立場的に大変申しわけなかった、申しわけないといえますか、そちらが先行して全然知らなかったということについてはおわび申し上げさせていただきたいとは思いますが、手続的には先ほど申し上げましたように、告示をいたしますといろんなその議会に関する主要な部分についてそれぞれが補足取材を受けます。そういった中で内容等についてご説明をするというのが一般的でございますので、あるいは町長が記者会見をする場合も当然あるわけでございますので、そこについては手順といいますか、その分についてはひとつこれは常ということでございますので、ご理解をいただきたいなというふうに思いますけれども、ただ先ほど申し上げましたように、本件については、これまでの経過からいたしますと大変唐突だというご指摘をいただきますとそのとおりと認識をいたしてございます。

ちょっと具体的にお話ししますと、8月5日特別委員会の中でご質問に際して若干その辺の経緯をお話ししましたがけれども、あの際はちょっと詳しくお話し申し上げられませんでしたけれども、実は8月5日その日が町側とのお話し合いができるかできないかの判断が最終的に出る日でございます。その日の結果を見ないと町側が改めて土地の購入についてお話が

できる環境じゃないということでございましたので、具体的にお話を申し上げておりませんでしたけれども、夕刻これまで進めておった話との一つの決着がついたということでございまして、改めて町の方からお話をさせていただいたと。それで、いろいろ先ほどもちょっとお話し申し上げましたが、相手側様の方のいろいろ経理上の都合があって今月中に決済をしなければならぬという事案もございまして、そうしますと議会の手続、そして登記をしてから私どもの支払い処理という、早い時期での議会のご決定をいただかないと手続的には間に合わないということもございまして、早々に、じゃ仮契約を締結をさせていただいて議会の方に付議をさせていただきますということで運んだということでございまして、繰り返しのようになりますが、全員協議会を開きながらこの扱い方について今までいろいろご議論いただいた経過からすれば、具体的に取得というような意志決定をしたということであれば、そういったその間の手続が必要だったのかなというふうに思っておりますし、大変申しわけないと思っておりますけれども、その時間的な部分でそういった環境がつけられなかったということでもありますので、ひとつご理解を申し上げたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 議案として提案する場合に仮契約が必要だったのかどうかということでございますけれども、例えば工事請負契約あるいは備品の購入もしかりなんです、工事請負の場合は、入札をして仮契約を結んで単行議案として議会に上程して、それで可決を得られれば本契約をします。備品の購入も一定額以上はそうございまして、土地の取得につきましても一定額以上で議会の議決を経る場合には仮契約を結んで、相手方、金額そういったものを明示しながら議会の議決を経ると、議会の議決を経た時点で本契約とすると、そういう行政実例等ございますので、今回もそういった行政実例に基づいて提案をさせていただいたと。したがって、9日が告示でございますので、8日の日に仮契約を締結をさせていただきということでございます。今仮契約書をコピーをさせていただきますので、後ほどお渡しをさせていただきますというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） そのとおりなんです。この議会の議決を要する取得ということで、まずもって仮契約をしなければならぬと。ですから、この議案として単行として出す場合には、仮契約をいたしましたよというコピーでもそれを提出しなくてはならないと、私はそう解釈しておったんです。ですから、今回その仮契約のコピーなり何なりをここに出さなくていいんですかということなんです。そのとおりなんです。ただそれが根拠が仮契約ですから、

仮契約をしたという証明になるものがここに提出されないとこれはやはりうまくないということになりますので、その辺です。言われたから出すのではなく、出さなきゃならないことになるんですから、その辺の解釈をこれからもやっていただきたいと思います。

副町長がおわびをしなければならぬと思うんですがというようなことで、おわびをするんだかしないんだかわけのわからない話なんだけれども、やはりこのプレス報道等のどうのこうのと言うけれども、いいんです、その基金からやる町長の権限でやるんですから、それは悪いとは言っているんじゃないの。ただ、けさほどもこの三陸ルートの図面の関係、同じように報道機関に発表する前に、その仮契約をするということはいいいんだけれども、その中身、基金から出して仮契約というのは我々今わかったわけですから、今、報道の後に、それがいかなものかということなんです。それで最終的には我々が議決しないと進まないわけですからね。その辺のところなんです、言っているのは。

なかなかいろんなご意見があって難しいなというような感じがいたしておるんですが、副町長、どうなんでしょう。先方との話し合いなどがあるんでしょうけれども、例えばいつまでにこれを議決しなければうまくないとか、どういうふうになっているんですか、ある程度の期間的なもの、その辺のところをお聞かせください。

○議長（後藤清喜君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 先ほどちょっと申し上げましたけれども、遅くも今月中に決済という形に持ち込んでいただくことが契約の前提といたしますか、そういうようなお話でございます。逆算してまいりますと、所有権の移転登記が確認された段階で町の方でお金を支払うという条例上の規定もございますので、その辺の63筆で大量でございますのでかかりますと、どうしてもこの時期にご決定をいただいて、それで所有権の移転登記を行ってそれを確認してお支払いするというところでございますので、この時期にぜひご決定をいただきたいというように今考えて提出をさせていただきました。

○議長（後藤清喜君） 暫時休憩いたします。仮契約書のコピーを配付します。

午後3時54分 休憩

---

午後3時55分 開議

○議長（後藤清喜君） 再開いたします。

ほかに。1番千葉伸孝君。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 議長、今これを配付なって読んでいます。ちょっとお待ちください。

○議長（後藤清喜君） 暫時休憩いたします。

午後 3 時 5 5 分 休憩

---

午後 3 時 5 6 分 開議

○議長（後藤清喜君） 再開いたします。

14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） この9,300万という代金の妥当な線というのかな、決めた根拠というのかな、その辺、8,000万ですから、例えば手続等あるいはいろんな税務の関係等々も含まれているでしょう。そこで具体的な9,300万という数字の根拠の。

それから、3月31日までに土地を引き渡すものとする。3月31日までとここでうたったこれも、どういうことで3月31日、いや、8月31日までなのか、その辺ですね。

あとは一般の……いいんだな。その辺。

○議長（後藤清喜君） ちょっとお待ちください。

お諮りいたします。間もなく4時を報ぜんとしております。議事の関係上、全議案審議終了まで時間延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、時間延長することといたします。

遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 一つは、9,300万の売買代金の根拠でございますけれども、先ほどちょっとお話しさせていただきましたけれども、まず大前提となるのは競売で取得した8,000万円という取得代金がこれは現実もとになると思っております。それから、当該会社が競売に付す際に要した費用も約500万前後になっていることについては確認をいたしてございます。それ以外に、当該会社が債券譲渡を受けて根抵当権者になったわけでございます、その債券譲渡がどのくらいの額で譲渡を受けたかについては正直調査するすべもございませんけれども、そういった費用をぜひ見ていただきたいというようなお話もございまして、9,300万ということで町の方も町長の決裁を得たということでございまして、それ以上詳しい根拠、もともこの競売にかかるときの不動産鑑定がございまして、競売公告になったときの評価価格というのはかなり低い金額で、最低基準価格が示されたのが本来の土地としてのやつだろうというふうには思うんですけれども、現実競売で取得した金額が8,000万ということであれば、それが一つの前提にならざるを得ないだろうなというふうに理解をいたして9,300万とい



う数字で合意をさせていただいたということでございます。

これが先ほど12番議員にもお話ししたように、山林としての取引からすると決して金額的には安い金額というような認識は持ってございませんけれども、先ほど来お話ししたように、町としての今後の土地利用、開発行為、そういったものを考えて9,300万という形で合意をさせていただいたというのが金額の根拠、明快な根拠ということでご理解いただけないのかなとは思いますが、根拠としてはそういうものを根拠にさせていただいております。

それから、8月31日まで引き渡すものというのは、先ほど申しあげましたように、なぜこの契約をこのようにして議会への付議も含めて急がなきゃならなかったのかという話でご回答申し上げておりますように、8月末までにこの会社そのものとしても決済をしなければならぬ事情があるようでございまして、したがって登記を終了してお金のお支払いをするというのが8月31日までということでございますので、契約上も一応8月31日まで引き渡しをします。引き渡しがいなければうちの方ではもちろんお金を支払う義務はございませんので、そういうような契約の内容で31日という期日をさせていただいたということでございます。

○議長（後藤清喜君） ほかに。1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 1番です。

私も特別委員会の中で副町長がこの土地の件で説明したときに、とりあえず今現在持っている土地の所有者とそれを欲しいという方とそういった話が進んでいるという話を聞いたのが5日で、そして今回の報道でとにかく売買契約をしたということ、私もちよっと新聞とかテレビなかなか見なくて、ああそっちの会社に移ったのかなと思ったら、南三陸町だと。多分その時点で、5日の特別委員会の際に副町長さんはそういったことを知っていたんじゃないかなと。逆に、その特別委員会の中で、実はこういう会社があるんだけど町としてもその土地を取得したいというような考えを議会の中で逆に発信するべきだったんじゃないかなと。だから、私は、行政はやはり議会を軽視しているんじゃないかなというような形にとりました、その時に。だから、こういった面でも町の進め方が余りにも行政主導で、やはり議会を後回しにしているということ、今この件に関していろんな皆さんとの議論を聞いている中でそんなふうに感じました。だから、そういったときの5日の日の状況、もう一度、副町長、お願いします。

あとは、この土地というのはゴルフ場問題、農薬問題で、町長選挙対立するぐらいの土地でした。それから、今度は焼却場として黒いうわさとかそういった話があって、その焼却場問題もなくなりました。そして、今回この大震災の中で戸倉地区の住人がどんどん登米地区に

移っている状況の中で、南三陸町としてこの土地を取得ということは、戸倉地区の人たちは、ああ、私たちの高台移転はここだなというような感じのこの報道で受け取ったと思います。とりあえず副町長が言ったそういった経緯の中でこの土地を買ったということは、住民には伝わっていないと思います。こういったことに関して、深く関わった副町長、どんなふうに戸倉地区の住民に思いますか、その辺、2点目。

あと、今結局高台移転ということで復興計画の中で進んでいますが、住民懇談会とかアンケートとか、その中で戸倉地区の地区民が果たして南三陸町戸倉地区に戻ってきたいと、やはりここまでアンケートとかとっているわけですから、8割の方が南三陸町に戻りたいと。しかしながら戸倉地区の住民はどれぐらいの方がこの戸倉地区に戻ってきたいと考えているのか。その辺の情報がありましたら教えてください。この3点お願いします。

○議長（後藤清喜君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 5日の日の関係でございますけれども、この段階でもう既に町との取引の話が進んでいたのではというようなご質問でございますけれども、先ほど三浦議員にもお話ししたように、実はその前からそういう他の会社との取引がもう既に大分具体的に進んでおことは承知しておりました。たまたま5日が、その段階で8月5日にその当事者間で話し合っただけ最終的な支払いの条件とかそういうものが5日に出てくると。その結果じゃないと、なかなか今後また改めて町とのお話しはできないというお話を先にいただいておったものですから、あの5日の段階ではより突っ込んだお話しはできかねたということでございますので、そこはそれが正しい事実でございますので、ひとつそのようにご理解いただきたいというふうに思います。

それから、今回ここを先行取得すると、一つの目的として高台移転の候補地の一つとしたいという目的を掲げて取得ということでご提示させていただいているわけでございますけれども、もちろんここでこういう展開をしますということについては、戸倉地域の方々に具体的にお示しはしてございません。逆に、ここに先行取得に臨もうという一つのきっかけになったのが、逆に地域懇談会で地域の方々のご意見の中で当該地域が候補地としていいと、ぜひそこをとということがありまして、ならば環境が整ったのであればそこにやろうということで、一つのきっかけになったと。町としてもこれまで申し上げてきた具体的な取得目的と申しますか、土地利用の具体的な考え方がそこに一つ見いだせたということで取得の方向を決断させていただいたということでございます。

それから、戸倉地域の住民の皆さんのいわゆる地域の居住、意識動向については担当課長の

方から説明をさせます。

○議長（後藤清喜君） 震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（及川 明君） 戸倉地域の方々の傾向でございますが、先般行われたアンケートでは、376の戸倉地区の回答がございまして、そのうち72%は戸倉地区に今後の居住意向を持っているという結果が出ています。南三陸町内にとりわけこの部分も含めると82%という数字が出ております。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 私が聞く限りは、アンケートにはアンケートなりの答え方があると思います。その中で志津川地区を含めて80%に近いと。ただ現実的にあの土地が戸倉地区の人たちの場所として造成云々といった場合には、膨大なお金がかかると思います。そういった経緯の中で、また町の財産的なものを余計に使うと。果たして、今視察行きましたが、そこに高台移転ということで可能性的にあそこがあるのかということ、私的には造成費ということを考えてなかなか難しいのかなという感じに思いました。そういった面でも、とりあえずそういった造成面のことに関しても、副町長、考えがありましたら。

やはり造成しない限りはあそこにはなかなか高台移転はできないと。そして高台移転するに關しては、ある程度の戸数がまとまらないと国の補助とかそういった補助も得られないので、その辺の住民の意向というのは本当に間違いないものなのか。ただ行政が一生懸命やっている、基本的には高台移転だ、それだけが先走りしているような感じにも思います。

今回に關しても、戸倉地区に關しては登米地区の移転、横山、あとは栗原、その辺に南三陸町の住民も含めいっぱい行っていますが、どうしても意識がどんどんと登米地区に移っています。そういった中で、もっともっと早くあそこは造成するんだならば早く造成、お金がかかっても、そういった方向に向かない限りは戸倉地区の人たちは本当に帰ってこないと思います。この問題をどのように今後取り組んで行くか。それを最後にお聞かせください。

○議長（後藤清喜君） 震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（及川 明君） まず造成費用の關係ですが、これから具体の積算、戸数がわからないと積算もできませんので具体の部分に入っていきますけれども、ここだけが造成費かさむというところでもございませんで、ほかの地域に行っても適地を見ながらという中で、町としては戸倉地区、折立を中心にしたこの地域につきましては、この地区が一番造成費がかからないだろうという方向で候補地の一つとして見ております。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） お願いします。戸倉地区、近々に高台移転、どこの地区よりも最初に戸倉地区優先だと私は思います。南三陸町すべて考えてのことですが、戸倉地区がどうしても何か後回しになっているように私は思います。私は志津川地区民ですけれども、戸倉地区のおくれている部分は、最初にやはり町がバックアップして確保してやるのが人口流出の最大の方向性というか形だと思います。ひとつよろしくをお願いします。

○議長（後藤清喜君） ほかにありませんか。10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） この土地は本当に長年いろいろ経過がありまして、議会の中でも大分議論された土地であります。やっと、私、この議案見まして、町としての取得ができるのかなと、実はほっとしているところであります。

先ほどから、本当に町の復興計画として高台に移転するという計画が今着々と早く急いでやらなくてはならないと、そういう状況になっておりますので、本当にこれを、今1番議員がおっしゃいましたように、町の人口をとめるためにも急いでやらなければならないのではないかなと私も思っております。

それで、さっき課長がお話ししましたように、いろいろまだ具体的にはなっていないんですが、25ヘクタールですか、大体必要ではないかという試算をされておりますが、具体的にもうちちょっとお聞かせ願いたいなと思っております。戸倉地区だけじゃなくても、皆さんの住民の中で、こういう土地のしますと、必要に応じてはもっともっと利用者もふえるのではないかと思いますので、公営の住宅だけじゃなくいろいろな意味で必要になってくると思いますので、もうちょっと具体的にお知らせ願いたいなと思います。

○議長（後藤清喜君） 震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（及川 明君） 防災集団移転事業の場合、1世帯移転しますと330平米という限度の面積がございます。330を先ほどいいました世帯数を掛けますと約10.9ヘクタールごとになります。それが住宅地としてのすべての方が再建をするといった場合のMAXの数字になろうかなというふうに思います。あと、いろんな造成費用、道路、のり面、そういったものを勘案しますと、25ヘクタールぐらいになるのではないかなというふうに推測の数字で先ほど答えておりますので、それ以上はちょっとこれから詳細を設計してみないと詳細についてはわかりません。ただ、この戸倉地域につきましては、この志津川中学校の裏手を仮に高台移転の造成地となった場合は、どうしても出入り口が浸水区域ということもございまして、一定のヘリポート機能とかそういったものを考慮しなければならないのかなというふうに思いますので、そういった部分で幾分全体の面積としては25ヘクタールとかそういった

面積が必要になってくるのかなというふうに推測されます。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 今からの復興計画の中で具体的には出てくると思うんですが、今課長がおっしゃいますように、住宅地だけじゃなくいろいろな公共施設とか、もっと具体的に言いますと自然を活用したいろいろなことが出てくるのではないかと私は思っているんですが、その辺の考え方をもうちょっと、本当に住宅地だけじゃなくてということを皆さんというか私も知りたいなと思ったので質問しているんで、もうちょっと具体的にお願いします。

○議長（後藤清喜君） 震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（及川 明君） 住宅地を中心にお話ししましたが、当然公園であるとか緑地であるとか、当然公共施設としても戸倉公民館、あと戸倉保育園、保育所がああいう状態の中で、そういった用地もある一定の部分はこういったところで確保しなければならないのかなといったことも含めますと25ヘクタールぐらい必要となってくるのではないかなというふうなことでございます。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 具体的に保育所の話も出ましたけれども、本当にそういうことでは活用の仕方、利用の仕方というのは大いにあると思います。そういう点で、いろいろ問題のあった土地を町として取得するという事なので、ぜひ有意義な活用の方を考えてほしいなと思っておりますので、これからだと思いますが、またあと、ここだけじゃなくて高台移転を大分町民の方たちは希望しておるようですので、これからの土地取得についての考え方もあります。ぜひ先ほどから出ていますように、国の補助事業として活用しながらやってほしいなと思っております。以上です。

○議長（後藤清喜君） ほかに。11番及川 均君。

○11番（及川 均君） 100町歩の土地を買って、利用する土地は約25%ぐらいだろうということとあります。そのことについて補助、いわゆる集団移転促進事業を活用すれば75%の補助は得られる見通しだという説明であります。そこで、今各地域ともこういうそれをみんな見ているわけでありまして。これが一つの前例になりませんか。つまり、南三陸町は集団移転促進事業の25%負担を容認したと。つまり、もっと話を進めれば、仮設住宅のとき、当初は公営地だけだと官地だけだという方針で始まったのが、最終的には地域住民の用地提供によってそちらも認めた、こちらも認めるということになって開発になったわけです。今、その仮設の問題が片付いて、さて次は集団移転事業だと、こういう中に一つの前例が出てきた、こ

こにね。しからば、私たちも提供したならば、町は4分の1負担をしてこの土地を買い上げてくれるだろうという希望が出てくる、町民に。いいですか。これは土地が高いとか安いとかではない。私はね。買うなというのでもありません。しかしながら、今後のことを考えますと、今みんな町民はこのことを一番心配して鵜の目鷹の目で見ているんだ。行政はどういうことをするかということ。一つのモデルのケースが出てきたんですよ。だったら、戸倉でこういう土地があって25%負担しても買いますよということであれば、私らの方でもこの土地をまとめて町に要請したならば25%負担して町が買い上げてくれるだろうと。そうすれば用地のまづもって取得はできるという考え方が各地域で出てきますよ。そこに対してはどのようにお考えか、お答えください。

○議長（後藤清喜君） 震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（及川 明君） 防災集団移転事業の場合はいずれ町がすべてを取得した上での造成となりますので、今回先行取得という形にはなりますが、いずれ遅かれ同じように民地を集めた中でどうしても町が買わざるを得ないというところも当然出てきますので、基本的にはそれが早いか遅いかという部分の違いで、このようなケースが出てきておりますが、基本的には町が買って防災集団移転事業の補助事業対象経費の中で補助を受けるという進め方については同様の扱いでございます。

○議長（後藤清喜君） 11番及川 均君。

○11番（及川 均君） 今、超特急ですよ。国、県に対して25%の負担ではやりきれませんという要望をしているわけですよ。100%国でもってやってくれなければ自治体ではできない仕事ではないと言っているわけだ。その中で25%負担することを容認して、この事業を今進めようとしている。それが町の前例になるのではないかということを行っているんだ、私は。そこを理解できないかな。

そして、各地域のそのことを飲んだらば、町財政ができるのかということですよ。負担できるのか、やれるのかということですよ。であれば、何も面倒くさくねえんです。各地域皆25%負担するつもりで直ちに造成事業を進めるべきだと私はこう思います。そのぐらいの決断がなければ、こういう事業に踏み込むということ、私は少し疑問に思う。

説明にも出た、地域住民はかなりその土地を望んでいるという話ですけれども、具体的に個別にアンケートとしてそこにうちを建てるという希望者を募ったわけでもないんだ。地域の何%が果たしてそこを望んでいるのかというその具体的な数字も何もないわけですよ。かつて議場の審議の中でも、地元議員さんからあそこを先行取得して買ってくださいなって話

1回も出たことねえ。たまたま今回初めて地区懇談会したっけ、地域住民からそういう希望が多くあったということ、我々も初めて聞いたんです。地元民が望まねえものは何も買うことねえべなど今まではそういうふうな気持ちであった。ところが、今回そういう説明があって、そしてその希望に沿って25%負担してもやるということは超特急の大きな決断だと思いますよ、私は。しかし、そのことが前例になるなど。こういう解釈をするわけでありませぬ。そこの道理の町民はそういうふうにはとらない。私は買うなどということではありませんけれども、どのような説明をするのか。もう一回、答弁ください。

○議長（後藤清喜君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） ご質問のご趣旨、こちらで受けとめ方がちょっと違ってございまして、地域の用地の関係かということで今課長お答えしましたけれども、改めて今ご質問いただきまして趣旨理解いたしました。

ご指摘の分は、このことによって町が現行制度で進めることを了としたという考え方はもちろん全く持ってございませぬ。当然今、国、県を通して国の方に現行の防災集団移転促進事業をできれば10分の10でやってくれということについては、なお強い引きを持って要望しているわけございまして、今回の先行取得につきましても当該用地、防災集団移転事業、確かに個別からアンケートをとって取りまとめていないということは全くご指摘のとおりでございますけれども、町側も含めてご提案をし、地域からも一定の合意形成、そういうものになりつつあるということで、それから土地所有者との間のいろんな諸事情から今回先行取得をさせていただくと。いずれそこを防災集団移転促進事業として展開する部分については、当然その用地費については対象にするという、させていただくという考え方で先ほど来から説明しているわけです。その際にあっても25%負担を容認をしているということではございませぬで、今後引き続き、どこの地域における防災集団移転事業の協議においても、当然町とすればそれがゼロであることを前提に強く国に働きかけていくということについては何ら変わってございませぬ。

○議長（後藤清喜君） 11番及川 均君。

○11番（及川 均君） その辺の解釈なんですね。いわゆる25%だけで、それで用地は取得できますよね。しかしながら、今後造成事業で莫大な金もかかってくるわけですね。そうした問題のときに、それらをどのように解釈すればいいのか。いわゆる25%国から出ますよと言っても、そうするとそれは対象内ですべてできあがった状態で25%できるならば、しからば他の、先ほども言ったただけれども、他の地域からの要望が出てきた場合の対応という難し

い問題が出てくるのではないかと思います。既に地域によっては用地を提供してもやりたいという要望が上がってきているわけですから、そうした方法は片手落ちにならないかなと。行政において片手落ちにならないかな、不公平にならないかなとこう思うんです。それを買収することによって次もまた、ほんでそれを認めることになるのであれば頭から25%を容認したことになるんじゃないかと。それでは今までの行政の考え方と相反する踏み込みになるんじゃないかなという解釈をするわけですよ。わかんねえかな、この辺のあたり。おれの口べただから、内気でね、よくいつも説明できないんですがね。

ですから、例えば今回の、私はいい機会だと思いますよ。だけれども、安い買い物ではないんですね。必ずしも安い価格ではない。しかも、25町歩のために100町歩を買うわけですから、逆に言いますと。そういう100町歩無駄にするわけではありませんけれども、そういうことでデメリットもあるわけだ。いわゆる一般町民から見れば、25町歩しか必要でねえのに、なしてそいつ分割して買われねえのやと、100町歩も買い上げておいて、ひとつ何さ使うのやと。しかも25%負担でねえのかと。だったらおらほも用地提供すっから、ここやってけろという問題が必然的に出てくるなという感じがするわけでありまして。その辺のところ、何が何でもこの土地を今急いで買わなければならないのか。もう少し制度上100%に近づけた何らかの保証が得られる段階まで相手業者に待ってもらえないのか。その辺のところは、副町長、今1カ月サイドと、月末の決済だとかと言いますけれども、やはり今災害の国の方針そのものも定まらない時期に、こういうところに一步踏み込んでしまうということになりますと、町政に不公平感が出るんじゃないかなという心配をするわけでありましてから、その辺のところでは考え方でありまして。終わります。

○議長（後藤清喜君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） お話の趣旨は理解しております。さきの特別委員会の中でも及川議員の方からも同様の、いわゆる制度がしっかり定まらない中で、地域懇談会を含めてお示しをして合意形成をつくって本当にできるのかというような懸念感が地域の中でいろいろ出ているというお話があったように記憶してございますけれども、その際にお答えしましたように、ある意味、我々も当然そういう不安感とか懸念感を持ちながらも、現時点で制度の拡充、それはそれで国に対して強く働きかけながら、同時にやはり一日でも早くそういう事業を具体化していかなきゃならないという大変喫緊な部分もあるわけでございます。それはそれで地域との合意形成を図る努力はさせていただきたい。そこに一定のもちろんジレンマも感じながらやっているわけございまして、そのことはそのとおりでございましてけれども、今お話



になったように、今回の先行取得が必ずしも25%負担を容認したということへの町民理解にかぶさっていくということには考えにくいというように私はそう思っているわけでございまして、必要に応じてこれから各地域と当然そういう具体の話をする段階で、そういうお話が出ればその都度きちんとして説明をさせていただきながら進めさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（後藤清喜君） ほかにございせんか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。4番阿部 建君。

○4番（阿部 建君） 私はこの79号につきましては、少しこれを本日決定をするにはちょっと不明な点が多いと考えるわけであります。そのような観点から、そしてまた、県下でも土地を取得した町など聞いたこともありませんし、もう少し何で急ぐのかなと。急ぐことに私は疑問を抱いているんです。なぜ急がなければならないのかなと。これを私はいいことだと思っておりますよ。それでもある程度のうちを建てる方々が必ず100戸なら100戸、150戸なら150戸ありますよとここで表明するものがあればですけども、高台と言ったって、高台みんな高台賛成ですから。くどく語りません。そういうようないろんな内容から言って、撤回と申しましたが、撤回がそっち考えないということは、私は反対理由の討論にしたいと思っております。

○議長（後藤清喜君） 次に、賛成討論の発言を許します。5番山内昇一君。

○5番（山内昇一君） 79号の財産の取得ということにつきまして、今回、先ほど来、高台移転ということがお話ありましたが、まさにそういう声が大いわけでございます。今回国道筋と申しますか、主要道に近いというメリット、利便性が高いと申しますか、そういった地域民の声も72%あります。今後そういったことで引き合いとか、あるいはそういったことが予想されればこのような大面積と申しますか、まとまった土地がいわゆるコスト高にもなるのではないかと予想されます。現在の財政の大変厳しい中ではございますが、この土地の先行取得は今後のまちづくりの復興に加速させるものではないかと思っております。防災に強いまちづくり、集落形成を促進させるために必要不可欠とは言いませんが、必要ではないかなと思うわけでございます。今後スピード感を持って本町の防災に強いまちづくりを復興を進める意味で賛成といたします。

○議長（後藤清喜君） 次に、反対討論の発言を許します。（「なし」の声あり）

なければ、以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第79号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（後藤清喜君）（「議長、議事進行」の声あり）はい。
- 14番（三浦清人君）賛成者の集計をしているところですが、休憩をお願いいたします。
- 議長（後藤清喜君）ああ、そうですか。暫時休憩をいたします。再開は4時50分。

午後4時30分 休憩

---

午後5時33分 開議

- 議長（後藤清喜君）休憩前に引き続き会議を開きます。

8月12日南三陸町長から提出をされた議案第79号財産の取得について撤回したいとの申し出があります。議案第79号財産の取得についての撤回を日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（後藤清喜君）ご異議なしと認めます。議案第79号財産の取得についての撤回を日程に追加し、追加日程第1、議案第79号財産の取得についての撤回として議題とすることに決定しました。
- 

追加日程第1 議案第79号 財産の取得についての撤回

- 議長（後藤清喜君）追加日程第1、議案第79号財産の取得についての撤回を議題といたします。

町長から議案第79号財産の取得についての撤回の理由の説明を求めます。佐藤町長。

- 町長（佐藤 仁君）今回、第79号におきまして財産の取得ということでご提案をさせていただきました。議員各位からのご意見をちょうだいいたしまして、私どもといたしましてももう少し議員の皆さん方にご理解をいただけるような、土地利用も含めて検討させていただきたいということで、改めて提案をさせていただきたいので、今回撤回をさせていただきたいというふうに思いますので、ご理解を賜りたいと思います。
- 議長（後藤清喜君）お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第79号財産の取得についての撤回を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（後藤清喜君）ご異議なしと認めます。よって、議案第79号財産の取得についての撤回

を許可することに決定しました。

---

日程第12 議案第80号 平成23年度南三陸町一般会計補正予算

○議長（後藤清喜君） 日程第12、議案第80号平成23年度南三陸町一般会計補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

○事務局長（佐藤広志君） それでは補正予算書の1ページをお開き願います。

議案第80号平成23年度南三陸町一般会計補正予算（第8号）。

平成23年度南三陸町の一般会計補正予算（第8号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,636万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ174億5,670万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成23年8月12日提出。

南三陸町長 佐藤 仁。

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第80号平成23年度南三陸町一般会計補正予算の概要についてご説明申し上げます。

今補正につきましては、福祉仮設住宅生活支援事業並びに被災者生活支援センター運営事業など地域で支え合う体制づくりに要する費用について追加の措置を講じたものであります。

細部につきましては財政担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） それでは、補正予算の細部説明でございますが、補正予算書の7ページ、8ページをお開きいただきたいと思っております。

8ページの歳出から申し上げたいと思っておりますが、総務費の震災復興推進費策定会議委員謝金ということで追加でございますが、改めて策定会議の開催3回分を追加して開催したいということで、その3回分の委員の謝金、それから旅費を追加計上させていただきました。

続きまして、中段の老人福祉費でございますが、1億5,036万円の追加でございますけれど

も、その中で委託料の9,716万円、説明欄に地域支え合い体制づくり推進事業委託料ということですが、この中で主なものは被災者生活支援センター運営事業で4,600万を予定してございます。これは南三陸町内4カ所及び登米市に1カ所の仮設のサテライトセンターを設置いたしまして、仮設住宅入居者の生活支援、見守り支援、生活相談、健康相談を実施するための委託料でございます。

もう一つが、福祉仮設住宅支援事業ということで、これも4,616万円でございますが、これについては入谷地区に2カ所、それから南方地区に1カ所予定してございます福祉仮設住宅の専門員を配置する関係で24時間体制で運営するということでの委託料でございます。

それから、備品購入費で5,120万、失礼いたしました、その中で庁用器具費ということで5,010万円でございますが、これは仮設住宅30カ所に集会所を整備してございますが、その中のテーブル、イス、テント等を購入する予定でございます。仮設住宅の集会所30カ所分の備品でございます。

それから、その下の機械器具費110万ということで、パソコン、プロジェクター等一式を予定してございます。

扶助費の200万でございますが、緊急避難者助成費ということで、緊急避難的に要援護者を受け入れた認知症のグループホーム、あるいは障害者グループホームにその事業者に対する助成事業ということで予定してございます。

この総計が1億5,036万円でございますが、これが全額100%ということで、歳入、7ページの一番下段にございます社会福祉費補助金1億5,036万円ということになります。

それから、また8ページに戻りますけれども、障害者福祉費でございますが、備品費の100万、これは風の里、志中の仮設住宅集会所に併用して利用してございますが、そこへの準備経費等でございます。この100万円、歳入でございますが、社会福祉費設置災害復旧事業補助金ということで10分の10交付される予定でございます。

続いて9ページでございますが、災害救助費920万円でございますけれども、そのうち事業費500万、修繕料ということで計上してございます。応急仮設住宅へのスロープあるいは手すり等の要望が多いことから、今回50件分見込んでございます。これにつきましても災害救助費ということで国・県より500万同額助成金として交付される予定でございます。

それから、13節委託料の420万円、災害弔慰金審査会委託料ということで前議案で申しあげました県への審査会の委託手数料でございまして、基礎委託料が20万、それから件数割が20万掛ける20件ということで合計420万計上してございます。

以上で細部説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は歳入歳出一括で行います。どうぞ。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第80号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本臨時会の日程はすべて終了いたしました。

会議を閉じます。これもちまして平成23年第8回南三陸町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後5時43分 閉会